平成２７年度版

中富良野町補助金等ハンドブック

中富良野町民のみなさまへ

中富良野町へ移住を考えているみなさまへ

北海道中富良野町

１．はじめに…～「中富良野町補助金等ハンドブックのご活用について」～　【Ｐ１】
２．中富良野町の主な補助金
保健・医療・福祉　～ともに目指そう　元気で安心なまちづくり～
（１）北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等）　【Ｐ２～３】
（２）寝たきり者等おむつ購入費助成事業　【Ｐ４】
（３）寝たきり老人等介護手当支給事業　【Ｐ５】
（４）特定疾患患者通院交通費助成事業　【Ｐ６】
（５）腎臓機能障害者交通費助成事業　【Ｐ７】
（６）重度障害者タクシー乗車券給付事業　【Ｐ８】
（７）身体障害者等住宅改修支援事業　【Ｐ９】
（８）予約型乗合タクシー事業　【Ｐ１０】
（９）ＣＴ肺がん検診費用補助金　【Ｐ１１】
（10）任意予防接種事業　【Ｐ１２】
（11）インフルエンザ予防接種（高齢者）　【Ｐ１３】
産業・経済　～創造します　大地の恵みを生かすまちづくり～
（12）ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金　【Ｐ１４】
（13）規模拡大支援事業補助金　【Ｐ１５】
（14）産業担い手サポート事業補助金　【Ｐ１６～１９】
（15）新農村づくり総合支援事業補助金　【Ｐ２０】
（16）中富良野産ブランド牛育成促進事業補助金　【Ｐ２１】
（17）自給粗飼料生産基盤強化事業補助金　【Ｐ２２】
（18）改良精液・受精卵導入奨励事業補助金　【Ｐ２３】
（19）商工振興総合支援補助事業補助金　【Ｐ２４】
（20）中富良野町中小企業補償融資事業補助金　【Ｐ２５】
（21）中富良野町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金　【Ｐ２６】
（22）チャレンジショップ支援事業補助金　【Ｐ２７】
（23）中富良野町造林等推進事業補助金　【Ｐ２８】
（24）個人住宅用太陽光発電システム設置補助金　【Ｐ２９】
教育・文化　～ともに育む　心豊かに個性輝く人づくり～
（25）なかふらの自主企画講座　【Ｐ３０】
（26）児童生徒就学援助事業　【Ｐ３１】
（27）幼稚園就園奨励費補助事業　【Ｐ３２】
（28）奨学資金貸付事業　【Ｐ３３】
（29）高等学校通学費等補助事業　【Ｐ３４】
生活環境・生活基盤・安全　～進めよう　安全で自然豊かなまちづくり～
（30）新合併処理浄化槽設置整備事業補助金　【Ｐ３５】

協働・行財政・定住・交流　～みんなで創ろう　明るく住みよいまちづくり～
（31）新定住応援促進事業補助金　【Ｐ３６】
（32）子育て世代等応援定住促進事業補助金　【Ｐ３７～３８】
（33）潤いのあるまちづくり事業（チャイルドシート普及促進事業）補助金　【Ｐ３９】
（34）町民手づくり事業補助金　【Ｐ４０】
（35）住宅リフォーム促進事業補助金　【Ｐ４１】
（36）町内会等再編整備事業補助金　【Ｐ４２】
３．その他の助成事業について　【Ｐ４３】
４．参考～中富良野町に居住するにあたっての簡単な情報とＱ＆Ａ～　【Ｐ４４～４６】

１．はじめに…

「中富良野町補助金等ハンドブック」のご活用について

すでに中富良野町にお住まいの方、町外から中富良野町への移住を予定している方、町外から中富良野町へ移住をして間もない方など…「中富良野町ってどんなまち？」という視点から、中富良野町で実施している主に個人への補助金・助成金等をまとめた「中富良野町補助金等ハンドブック」を平成２７年度版へと更新しました。

「２．中富良野町の主な補助金」では、（１）～（３６）までの「町独自で実施している補助制度」や「町民の皆様の暮らしに役立つ助成事業」などを掲載しています。

それぞれの事業ごとに【補助名称】、【担当部署・問い合わせ先】、【窓口の場所】、【ホームページアドレス】、【補助金の内容】、【補助対象者】、【補助金額】、【申請に必要なもの】、【交付までの流れ】等を項目別に記載しています。

「３．その他の助成事業について」では、ハンドブックに掲載している主な補助事業の他に町で実施している助成等を掲載しています。なお、本冊子の掲載内容については、簡潔に記載していますので、詳しい内容は各事業の担当部署へお問い合わせ願います。

「４．参考～中富良野町に居住するにあたっての簡単な情報とＱ＆Ａ～」では、「移住を予定している方」または「移住して間もない方」などへ向けた中富良野町で生活するにあたっての疑問点にお答えしています。皆様の今後の暮らしへのヒントとしていただければ幸いです。

おわりに、「第５期なかふらのまちづくり総合計画」に基づいた本町の補助金等の趣旨をご理解いただき、本冊子を広くご活用いただいたうえで皆様の生活にお役立ていただくとともに、まちの将来像である ***「クリーン・グリーン　輝く未来　笑顔あふれるなかふらの」*** の実現に向け、町民と行政の協働によるまちづくりの推進にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

2．中富良野町の主な補助金

保健・医療・福祉　～ともに目指そう　元気で安心なまちづくり～

（1）北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等）

【担当部署】税務住民課 国保医療係 【電話番号】0167-44-２１２４	【窓口の場所】役場庁舎　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000115.html#a2_0

【補助金の内容】

・重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担額を助成する

【補助対象者】

●重度心身障害者（所得制限あり）

①身体障害者手帳の交付を受けた者で障害等級１～３級(３級の場合は内臓の障害に限る)に該当する者

②ＩＱがおおむね３５以下の重度の知的障害者(重複障害についてはＩＱがおおむね５０以下の者)

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、１級に該当する者

●ひとり親家庭等（所得制限あり）

①母子家庭の母または父子家庭の父（18 歳未満の子を扶養または監護している者及び 20 歳未満の子を扶養している者）

②母子家庭または父子家庭の子（18 歳未満の者及び 20 歳未満で扶養されている者）

●乳幼児等（所得制限なし）

①中学校卒業までの者（満１５歳に達した日から最初の３月３１日まで）

【補助内容】

●重度心身障害者・ひとり親家庭等

・中学校卒業までの者～負担なし（保険給付対象）

・非課税世帯～初診時一部負担金（医科 580 円・歯科 510 円・柔道整復 270 円）

・課税世帯～１割負担（月額上限　入院～44,400 円　通院～12,000 円）

※重度心身障害者で精神障害者保健福祉手帳により受給者となる方は、入院に係るものを除く

※ひとり親家庭等の父及び母については、入院・指定訪問看護に係るものに限る

●乳幼児等

・負担なし（保険給付対象）

【実施期間】

●重度心身障害者・ひとり親家庭等　昭和５８年～

●乳幼児等　昭和４８年～

【申請に必要なもの】

●重度心身障害者

・障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

・健康保険証　・印鑑　・所得を証明する書類

●ひとり親家庭等

・在学証明書（18歳以上20歳未満の扶養されている者のみ）

・健康保険証　・印鑑　・所得を証明する書類

●乳幼児等

・健康保険証　・印鑑　・所得を証明する書類

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定

【実績】

重度心身障害者

平成２４年度　１５０人　１２,８７７千円　平成２５年度　１４９人　１１,９２７千円

平成２６年度　１４８人　１０,４９９千円

ひとり親家庭等

平成２４年度　１２１人　１,４１２千円　平成２５年度　１１８人　１,７８９千円

平成２６年度　１２０人　１,９６９千円

乳幼児等

平成２４年度　７３２人　２５,６０７千円　平成２５年度　７０７人　２３,５５１千円

平成２６年度　６８０人　２４,７３２千円

【備考】

（2）寝たきり者等おむつ購入費助成事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・常時おむつを使用している方またはその介護者に対し、おむつ費用の負担を軽減する目的で１日につき１００円助成する

※ショートステイ（短期入所）、施設入所、介護療養型に入院している等の期間を除く

【補助対象者】

次の①～③の全ての要件に該当する方

①小学校就学始期以上の方

②中富良野町に１年以上住所を有する方

③次のいずれかに該当し、常時おむつを使用している方

・寝たきりの方

・心身障害者または排泄機能に障害を有する方

【補助金額】　１日につき１００円

【実施期間】　平成７年度～

【申請に必要なもの】

〇認定申請（１回のみ）

・印鑑

・助成金の振込先がわかる預金通帳等

〇交付申請（認定申請後、年２回）

・印鑑

【交付までの流れ】

①　認定申請⇒　②認定審査⇒　③交付申請⇒　④交付決定⇒　⑤指定口座へ振込（年２回）

※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年２回）

【実績】　認定者

平成２４年度　１１７件　3,１４８千円、平成２５年度　１１５件　3,１１２千円

平成２６年度　　８９件　2,８４５千円

【備考】

（3）寝たきり老人等介護手当支給事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・在宅の６５歳以上で寝たきりまたは認知症の方、６５歳未満の寝たきり重度心身障害者・寝たきり特定疾患患者の介護者に３万円を支給する

※１ヶ月につき、２０日以上在宅の場合のみ支給される

※入院、ショートステイ（短期入所）、施設に入所している期間は対象外

【補助対象者】

在宅で次のいずれかに該当する方と同居し、常時介護をしている方

・６５歳以上で寝たきりまたは認知症の方（要介護認定を受け、要介護度４または５に該当している方）

・６５歳未満の寝たきり重度心身障害者（６ヶ月以上継続して寝たきりで身体障害者手帳１・２級または療育手帳Ａ判定に該当する方）

・寝たきり特定疾患患者（６ヶ月以上継続して寝たきりで「特定疾患医療受給者証」・「特定疾患患者認定書」・「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」・「先天性血液凝固因子障害患者認定証」のいずれかの交付を受けている方）

【補助金額】　月額３万円

【実施期間】　平成３年度～

【申請に必要なもの】

・印鑑

・助成金の振込先がわかる預金通帳等

・（寝たきり重度心身障害者のみ）身体障害者手帳または療育手帳

・（寝たきり特定疾患患者のみ）特定疾患受給者証・特定疾患患者認定書・先天性血液凝固因子障害医療受給者証・先天性血液凝固因子障害患者認定証

【交付までの流れ】

①　認定申請⇒　②認定審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込（年２回）

【実績】　認定者

平成２４年度　１９件　3,０２０千円、平成２５年度　１９件　5,２８０千円

平成２６年度　１８件　4,２９０千円

【備考】

（４）特定疾患患者通院交通費助成事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html

【補助金の内容】

・特定疾患で町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の１／２を支給する（１０円未満切り捨て）

・特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の１／２を支給する

【補助対象者】

次の①～④の全ての要件に該当する方

①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方

②「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患登録者証」の交付を受けている方

③生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方

④前年の所得が、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」の規定による額を超えていない方

【補助金額】　鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の１／２（１０円未満切り捨て）

【実施期間】　平成４年度～

【申請に必要なもの】

〇認定申請

・特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証

・印鑑

・助成金の振込先がわかる預金通帳等

〇交付申請（認定申請後、年２回）

・特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証

・印鑑

・通院証明書

【交付までの流れ】

①　認定請求⇒　②認定審査⇒　③交付申請⇒　④交付決定⇒　⑤指定口座へ振込（年２回）

※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年２回）

【実績】　認定者

平成２４年度　２９件　５１９千円、平成２５年度　３１件　４５８千円

平成２６年度　２９件　４９４千円

【備考】

（５）腎臓機能障害者交通費助成事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html

【補助金の内容】

・腎臓機能に障害を有し、人工透析療法を受けるために町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の１／２を支給する（１０円未満切り捨て）

・特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の１／２を支給する

【補助対象者】

次の①～②の全ての要件に該当する方

①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方

②腎臓機能障害により、人工透析療法を受けており、身体障害者手帳の交付を受けている方

③生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方

【補助金額】　鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）相当額の１／２（１０円未満切り捨て）

【実施期間】　昭和５５年度～

【申請に必要なもの】

〇認定申請

・身体障害者手帳

・印鑑

・助成金の振込先がわかる預金通帳等

〇交付申請（認定申請後、年２回）

・身体障害者手帳・特定疾病療養受療証

・印鑑・通院証明書

【交付までの流れ】

①　認定請求⇒　②認定審査⇒　③交付申請⇒　④交付決定⇒　⑤指定口座へ振込（年２回）

※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年２回）

【実績】　認定者

平成２４年度　１３件　５００千円、平成２５年度　１６件　４７０千円

平成２６年度　１３件　４５１千円

【備考】

（６）重度障害者タクシー乗車券給付事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html

【補助金の内容】

・身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている重度障害者の方へ、富良野沿線ハイヤー協会に加盟している会社で使用できるタクシー乗車券を交付する

【補助対象者】

次の①～②の全ての要件に該当する方

①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方

②次のいずれかに該当する方

- 下肢障害または体幹機能障害１級～１種３級の方
- 視覚障害１～２級の方
- 内臓機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓）またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害者１～３級の方
- 療育手帳Ａ判定に該当する方

【補助金額】　１人につき３６枚

※チケット１枚で１回分の基本料金（６１０円）が無料となる

【実施期間】　平成５年度～

【申請に必要なもの】

・身体障害者手帳または療育手帳

・印鑑

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②タクシーチケット交付

※継続して交付を受けるためには、年度ごとの申請が必要となる

【実績】

平成２４年度　６６件　９４７千円、平成２５年度　６５件　９０２千円

平成２６年度　４９件　６９０千円

【備考】

・使用期限は、交付された年度のみ有効（４月上旬～翌年３月３１日まで）

（7）身体障害者等住宅改修支援事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・重度心身障害者及び介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた方の在宅福祉の推進を図るため、住宅改修費用の一部を助成する。

【補助対象者】

次の①～③すべての要件に該当する方

①町内に住所を有している方

②日常生活用具給付事業または居宅介護住宅改修費の支給を受け、支給限度基準額を超える住宅改修を行う方

③町税や公共料金を滞納していない方

【補助金額】

・当該住宅改修にかかる費用から日常生活用具事業または居宅住宅改修費の支給限度基準額を差し引いた額の９０／１００に相当する額（上限額１８万円）

【実施期間】　平成１３年度～

【申請に必要なもの】

・領収書及び工事内訳書
・介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要な理由書
・工事箇所ごとの改修前及び改修後の写真
・（借家等に居住している世帯のみ）住宅所有者の承諾書

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②交付決定⇒　③指定口座へ振込

【実績】

平成２４年度　１１件　1,４７２千円、平成２５年度　３件　４４７千円
平成２６年度　　９件　　８８５千円

【備考】

（8）予約型乗合タクシー事業

【担当部署】福祉課社会福祉係 【電話番号】0167-44-２１２５（内線４２２）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000501.html

【制度の内容】

・高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児等の通院や買い物、閉じこもり予防など暮らしを支える交通移動手段の確保のため「予約型乗合タクシー」の運行を実施する

【利用対象者】

次のいずれかの条件を満たす方で、町内に在住し住民登録されている方

① ６５歳以上の方（満年齢）
② 障がい者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
③ 妊婦の方
④ 乳幼児（小学校入学前の幼児）
⑤ ①から④の介助者又は保護者
⑥ その他町長が認める者

【利用金額】　町内全域一律料金（片道）

小学生以下　１００円、中学生以上　２００円（介助者又は保護者も同額）

【実施期間】　平成２５年８月～

【申請に必要なもの】

・印鑑
・障がい者手帳、母子健康手帳（補助対象者②・③の方）

【利用までの流れ】

①申請　⇒　②登録者カード到着　⇒　③電話予約（使用したい便の１週間前から３０分前まで）

【実績】

平成２５年度　５３２回　７１５人、平成２６年度　1,４１９回　2,０７２人

平成２６年８月　運行便数・対象者拡大　　平成２７年４月　運行日・受付開始時刻拡大

【備考】

・運行区域　町内限定
・運行日時　通年運行（土曜・日曜・祝日運行）　午前８時から午後５時まで１時間ごとに運行
・予約受付　午前７時から午後８時（土曜・日曜・祝日受付可能）
・予約型乗合タクシー専用電話番号　４４－２２６５

（９）ＣＴ肺がん検診費用補助金

【担当部署】福祉課保健指導係 【電話番号】0167-44-2125（内線 427）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・中富良野町立病院でＣＴ肺がん検診を受けた方へ５千円（検診料金１万円）を補助する

【補助対象者】

・町内に住所を有する年度末までに４０歳以上になる方

【補助金額】　５千円

【実施期間】　平成２２年度～

【申請に必要なもの】

・直接中富良野町立病院（電話　４４－２０２０）へ申し込みすること

【交付までの流れ】

①申込み⇒　②検診案内通知　⇒　③検診受診⇒　④検診料金（５千円）の支払い

【実績】

平成２４年度　２２件、平成２５年度　１３件、平成２６年度　２８件

【備考】

（１０）任意予防接種事業

【担当部署】福祉課保健指導係 【電話番号】0167-44-2125（内線 427）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000109.html

【補助金の内容】

・各種任意予防接種（おたふくかぜ・インフルエンザ・ロタウイルス）の接種料金を全額助成する

【補助対象者】

※中富良野町立病院で接種します

・おたふくかぜ：満１歳～小学校入学前の幼児

・インフルエンザワクチン接種：満６ヶ月～中学３年生

・ロタウイルスワクチン：生後６週～２４週

【補助金額】　接種費用の全額

【実施期間】　おたふくかぜ・インフルエンザ：平成２３年度～
ロタウイルス：平成２７年度～

【申請に必要なもの】

おたふくかぜ・インフルエンザ：中富良野町立病院に直接予約（電話　４４－２０２０）

ロタウイルス：福祉課保健指導係に予約（電話　４４－２１２５）

接種当日の持ち物：母子手帳・健康保険証

【交付までの流れ】

①中富良野町立病院へ予約⇒　②ワクチン接種

【実績】

平成２４年度　５１１件、平成２５年度　４９２件、平成２６年度　４４６件

【備考】

（１１）インフルエンザ予防接種（高齢者）

【担当部署】福祉課保健指導係 【電話番号】0167-44-2125（内線 427）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000293.html#a2_1

【補助金の内容】

・インフルエンザ予防接種の接種費用の全額または一部を助成

【補助対象者】

・接種日において、満６５歳以上の方

・６０歳以上６５歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能または免疫の機能に障害があり、身辺の日常生活が極度に制限されている方

【補助金額】

・中富良野町立病院で接種～全額助成

・富良野市内・上富良野町内の医療機関で接種～1 千円の自己負担。生活保護世帯の方は全額助成

【実施期間】　平成２３年度～　毎年１０月～３月

【申請に必要なもの】

・直接各医療機関に直接予約

・生活保護世帯の方は、事前に役場福祉課で生活保護受給者証明書の交付を受け医療機関に提出すること

・６０歳以上６５歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器に障害（１級）のある方は、医療機関に身体障害者手帳を提示すること

【交付までの流れ】

①医療機関へ予約　⇒②ワクチン接種

※富良野・上富良野の医療機関で接種の場合は１千円の自己負担

【実績】

平成２４年度　９８２件、平成２５年度　1,０３６件、平成２６年度　1,０１９件

【備考】

（１２）ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金

【担当部署】産業建設課農政畜産係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・夏季から収穫期にかけて、高温多雨・湿害による農作物の被害が発生するほ場が多発していることから、農作物を安定的に生産・供給するために、農業生産基盤の整備に要する経費に対して補助し、高収益農業の実現と農業経営の安定と向上を図る

【補助対象者】

・ほ場を整備する町内に在住する農業者、農業生産組織並びに町長が特に認めた農業者

【補助金額】

・対象工事は、心土破砕、排水工事、客土工事、土砂流出に係る復旧工事、整地・均平工事とする。ただし、町長が特に必要と認めた工事は対象とする
・対象ほ場は、国・道補助事業に該当しない町内のほ場とする。ただし、事業が後年度となり、つなぎで施工する場合は対象とする
・１年間に同一ほ場で同一工事を行う場合は、１回限りの助成対象とする
・補助率は、対象事業費の５０％とし、その他同様の補助金がある場合は、補助金額からその補助金を除いたものとする
・補助金額は、１農家１００万円以内（単年度）を限度とし、円未満を切り捨てとする

【実施期間】　平成２２年度～平成２８年度

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書（別記第１号様式）
・実績報告書（別記第２号様式）
・必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請　→　②申請書類の審査　→　③交付決定　→　④実績報告　→⑤補助金交付

【実績】　要綱一部改正（事業メニュー追加）

平成２４年度　１１７件　２1,６６６千円、平成２５年度　１２６件　１５,１０６千円
平成２６年度　　６３件　　5,６３４千円

【備考】

（１３）規模拡大支援事業補助金

【担当部署】産業建設課農政畜産係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・農業者が将来にわたって意欲と希望を持てる農業の展開を図るため、担い手による規模拡大のための農地取得及び新規の規模拡大の賃貸借に対して補助し、経営の安定化、耕作放棄地の未然防止及び農地の集積化を進める

【補助対象者】

・農地の規模拡大を図る町内に在住する農業者、農業生産組織並びに町長が特に認めた農業者 （以下「農業者等」という。）に対し、補助金を交付する

・町内の農業者等が規模拡大のために農地（田・畑）を取得または新規に賃貸借（３年以下及び農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業に係るものは除く）したもので、町農業委員会で斡旋したものとする。ただし町税等を完納していないものは除く

【補助金額】

・規模拡大のために農地（田・畑）を取得の場合、売買価格の５％とし、円未満切り捨てとする。ただし同一農地の賃貸借と同年度の交付は行わない

・規模拡大のために新規で農地（田・畑）を賃貸借の場合、田は１０ａ当たり6,５００円、畑は１０ａ当たり1,６５０円とし、円未満切り捨てとする。ただし賃貸借料がこの額に満たない場合はその額とし、円未満切り捨てとする。また、３回の交付を限度とし、同一農地の取得と同年度の交付は行わない

【実施期間】　平成２２年度～平成２７年度

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書（別記第１号様式）

・必要と認める書類

【交付までの流れ】

①　交付申請　→　②申請書類の審査　→　③交付決定　→④補助金交付

【実績】

平成２４年度　２６件　　8,１５８千円、平成２５年度　３５件　8,９３８千円

平成２６年度　４４件　１２,９９１千円

【備考】

（１４）産業担い手サポート事業補助金

【担当部署】産業建設課 農政畜産係・商工観光労働係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224・223）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000504.html

【補助金の内容】

・農業・商工観光業の後継者、意欲を持った新規参入者や農業生産法人など、多様な担い手の育成・確保、雇用の場の確保を推進するため、産業担い手サポート事業補助金を交付する

【補助対象者】

① 研修支援助成事業

⑴ 新卒等就業者

⑵ 新規参入者

②研修学費支援事業

⑴ 新卒等就業者

⑵ 新規参入者

③家賃支援事業

町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修するもので、次に掲げる要件を全てみたすもの。

⑴ 既婚者のもの

⑵ 賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること

⑶ 当該賃貸住宅の家賃の滞納がないこと

⑷ 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと

④住宅整備支援事業

住宅の増改築をするもので、次に掲げる要件を全てみたすもの

⑴ 産業担い手

⑵ 建物の所有者等が自己または２親等以内の親族で、自己の居住の用に供する部屋部分をリフォームしたもの

⑶ 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと

⑤新規就業支援事業

研修支援助成事業による研修が終了後、新規就業に必要な経費に助成するもので、次に掲げる要件を全てみたすもの

⑴ 研修支援助成事業の新規参入者に該当する者で、２年以上の研修が終了したもの

⑵ 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと

⑥研修受入支援事業

研修支援助成事業による研修者を受入する者の、研修指導にかかる経費に助成するもので、次に掲げる要件を全てみたすもの

⑴ 研修支援助成事業の新規参入者を受入し、研修指導するもの

⑵ 本事業と重複する他の助成を同時に受けないこと
⑶ 研修者は、３親等以内の親族は除く

⑦受入企業等支援事業

中富良野町に主たる事業所を有する事業者で、町内に住所を有する者の円滑な就業を促進するため、正規雇用者を受入した事業主に助成するもので、次に掲げる要件を全てみたすもの

⑴ ハローワークに対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、就職活動中の新規学卒者等の者を正規雇用者として受入し、５年間正規雇用を継続するもの
⑵ 申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村民税及び労働保険料の未納がないこと
⑶ 雇用保険の適用事業主であること
⑷ 雇用を開始する日の前日から起算して１年までの間に、事業所において雇用する者を事業主の都合により解雇等したことがないこと
⑸ 対象者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払いをしていること
⑹ 市町村民税の特別徴収義務者の指定を受けている事業者であること
⑺ 補助金の支給決定に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿）を整備・保管していること
⑻ 本事業と重複する他の助成を同時に受けないこと
⑼ 対象となる正規雇用者は、３親等以内の親族は除く

【補助金額】

①研修支援助成事業

⑴ 単身者　月額　５万円（就業計画に基づく研修期間内で 24 ヶ月を限度とする）
⑵ 既婚者　月額 10 万円（就業計画に基づく研修期間内で 24 ヶ月を限度とする）

②研修学費支援事業

研修等の学費実費とし年額 12 万円を限度とする(就業計画に基づく研修期間内で最大２年間)

③家賃支援事業

⑴金額　対象経費の 50%の額または２万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額
（就業計画に基づく研修期間内で 24 ヶ月を限度とする）

④住宅整備支援事業

増改築にかかる経費

⑴金額　対象経費の 50%の額または 50 万円のいずれか低い額
⑵交付は１回限りで、研修期間内より就業後３年までの申請とする

⑤新規就業支援事業

就業にかかる経費（機械・設備・施設等）

⑴金額　対象経費の 50%の額または 200 万円のいずれか低い額
⑵交付は１回限り

⑥研修受入支援事業

研修指導・営農指導にかかる経費

⑴金額　月額 10 万円を限度（就業計画に基づく研修期間内で 24 ヶ月を限度とする）

⑦受入企業等支援事業

正規雇用にかかる経費

⑴金額　月額　６万円（36 ヶ月を限度とする）

【実施期間】　平成２３年度～平成２８年度（平成５年度～平成２２年度　新卒等就農者補助金）

【申請に必要なもの】

・別紙　産業担い手認定登録申請書ほか各種様式

【交付までの流れ】

①事前聞き取り調査⇒　②交付申請⇒　③申請書類の審査⇒　④認定審査会の審査⇒
⑤認定⇒　⑥研修発表⇒　⑦交付申請⇒　⑧補助金交付

【実績】

農　　業	平成２４年度	１１件	8,６００千円、平成２５年度	８件	7,０００千円
	平成２６年度	７件	6,８００千円		
商工観光	平成２４年度	４件	1,８６０千円、平成２５年度	５件	2,４８８千円
	平成２６年度	１件	６３１千円		

【備考】

⑴ 新卒等就業者

本町で農業・商工観光業経営を営む者の後継者として従事する者で、年齢満４５歳未満の者

⑵ 新規参入者

町外よりの参入者で、本町に就農・就業する目的をもって実習中の者並びに実際に農業・商工観光業経営を営む者で、年齢満４５歳未満の者

⑶ 研修受入者

本町で農業・商工観光業経営を営む者で、新規参入者を受け入れし研修指導を行う者

⑷ 受入企業等

本町で農業・商工観光業経営を営む農業法人・企業等で、正規雇用者を受け入れする農業法人・企業等

※新規参入者で就農の場合は、北海道就農計画認定制度実施要領(平成７年北海道農改第 1078 号)に基づく就農計画（以下「就農計画」という。）を作成し北海道知事の認定を受けた者

※新規参入者で就農の場合は、就業計画・事業計画書の資金計画等について、メインバンクとなる金融機関の承認を受けた者

※共通要件

・産業担い手は、中富良野町に居住し、町内で研修・就業する者で年齢満 45 歳未満の者
・単身者とは、配偶者、子ども等の被扶養者がいないもの
・既婚者とは、配偶者、子ども等の被扶養者がいるもので、世帯で後継者として従事、または参入する者
・本町において３親等以内の親族で、農業・商工観光業を営む者には、法人の構成員、出資者を含む
・補助対象者が定住後５年以上居住することを確約できること
・申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村民税や公共料金の滞納がないこと
・この事業内容と同様の国等の事業がある場合は、国等の事業を優先し重複支給しない

・独立、自営就農の要件は、次に掲げる要件を満たすこと
（ア）農地の所有権又は利用権を新規参入者が有しており、原則として新規参入者の所有と親族以外からの貸借が主であること
（イ）主要な農業機械・施設を新規参入者が所有している又は借りていること
（ウ）生産物や生産資材等を新規参入者の名義で出荷・取引すること
（エ）新規参入者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支が新規参入者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
（オ）新規参入者が農業経営に関する主宰権を有していること
・産業担い手は、研修結果について実績発表を行うこと

（１５）新農村づくり総合支援事業補助金

【担当部署】産業建設課農政畜産係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000041.html

【補助金の内容】

・農業者が自発的に事業計画を構築し自己責任において、取組みができる制度とし、補助金の適正かつ効果的に配分するために公募による補助制度を設け、農村づくり総合支援補助事業を実施する

【補助対象者】

・町内に在住する農業者及び農業者関係団体（３人以上で構成される団体）。
・政治、宗教を目的とする団体と町の施策的補助金を受けている団体は応募ができない
・農業者がいきいきと営農できる環境づくりと農業経営の向上及び利益につながる事業または活動

【補助金額】　補助率　：　１／２以内

事業費限度額　個　人　：　２００万円以内（補助金　１００万円）
　　団　体　：　４００万円以内（補助金　２００万円）

補助金限度額　・ケイ酸肥料散布機　１台につき１０万円限度
　　・看板設置　１戸につき５万円限度
　　・ＯＡ機器一式　１０万円限度
　　・農業機械器具については５０万円以上は対象外

【実施期間】　平成１６年度～平成２７年度

【申請に必要なもの】

・新農村づくり総合支援補助事業補助金等公募申請書類
　様式１（新農村づくり総合支援補助事業補助金等公募申請書）
　様式２（事業・活動・効果計画書）写真等による企画・提案書を添付
　様式３（団体の概要調書）
・実績報告書関係書類

【交付までの流れ】

①交付申請→　②補助金検討委員会の審査→　③交付決定→　④実績報告→　⑤補助金交付

【実績】

平成２４年度　団体４件、個人１件　　１,５０３千円
平成２５年度　団体１件、個人３件　　１,９３０千円
平成２６年度　団体１件、個人１件　　１,５４０千円

【備考】

優良事業の成果発表あり

（１６）中富良野産ブランド牛育成促進事業補助金

【担当部署】産業建設課農政畜産係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・町内肉牛農家より生産される優良肥育素牛の導入を促進し、地場産飼料の利用によるブランド化や資源循環型農業の推進を図るため、町が助成措置を講ずることによって、畜産経営の安定に資する

【補助対象者】

・町内の繁殖農家より生産される優良肥育素牛を購入した町内肥育生産者

【補助金額】

・１頭当り５万円とする。１戸当り年間２頭を基本とする。ただし１戸当り５年間で上限１０頭とし年度間で調整できる

【実施期間】　平成２１年度～平成２８年度

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書（別記第１号様式）
・必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請　→　②申請書類の審査　→　③交付決定　→④補助金交付

【実績】

平成２４年度　４件　７０万円、平成２５年度　３件　６０万円
平成２６年度　３件　３０万円（平成２６年度　要綱一部改正　補助上限頭数の変更）

【備考】

（１７）自給粗飼料生産基盤強化事業補助金

【担当部署】産業建設課農政畜産係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・町内畜産農家の自給粗飼料の生産を促進するため、町が助成措置を講ずることによって、自給飼料基盤の強化、畜産経営の安定に資する

【補助対象者】

・町内の牛飼育農家
・草地造成及び更新に係る経費に対し補助する

【補助金額】

・事業費の２分の１とする。ただし、１０ａ当りの補助金の上限額を５千円とする

【実施期間】　平成２１年度～平成２８年度

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書（別記第１号様式）
・必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請　→　②申請書類の審査　→　③交付決定　→④補助金交付

【実績】　平成２４年度　１件　１８２千円、平成２５年度　０件
平成２６年度　２件　２３９千円（平成２６年度　要綱一部改正　補助上限額の変更）

【備考】

（１８）改良精液・受精卵導入奨励事業補助金

【担当部署】産業建設課農政畜産係 【電話番号】0167-44-2123（内線 224）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・町内畜産農家が市場性のある改良精液・受精卵を導入し、自家保留牛の確保を促進するため町が助成措置を講ずることによって畜産経営の安定に資する

【補助対象者】

・町内の牛飼育農家

【補助金額】

・事業費の２分の１とする。ただし、それぞれ単価上限額・頭数を設定

・畜産団体協議会が承認した種雄牛または受精卵を対象とする

【実施期間】　平成２６年度～平成２８年度

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書（別記第１号様式）

・必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請　→　②申請書類の審査　→　③交付決定　→④補助金交付

【実績】　平成２６年度　１１件　７６万円）

【備考】

（１９）商工振興総合支援補助事業補助金

【担当部署】産業建設課商工観光労働係 【電話番号】0167-44-２１２３（内線 223）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000050.html

【補助金の内容】

・公募の対象となる事業及び活動は、商工業者の経営の向上及び利益の増進に寄与すること
補助率は補助対象事業費の２分の１で、補助金限度額については、個人は１００万円、団体は２００万円を補助する

【補助対象者】

・商工業者がいきいきと経営できる環境づくりと商工業経営の向上及び利益に繋がる事業または活動を行う、町内に在住し、商工会に所属する商工業者及び商工業者３人以上で構成される団体。政治、宗教等を目的とする団体及び町の施策補助金を受けてない団体以外の団体とする

【補助金額】　補助金限度額　個人　１００万円、団体　２００万円（補助率２分の１）

【実施期間】　平成１８年度～平成２９年度

【申請に必要なもの】

・商工振興総合支援補助事業補助金等交付公募申請書類
・その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込（約１ヶ月後）

【実績】

平成２４年度　８件　5,９１５千円、平成２５年度　１１件　5,０４７千円
平成２６年度　６件　4,１８８千円

【備考】

・詳細は、商工会にご相談ください

（２０）中富良野町中小企業補償融資事業補助金

【担当部署】産業建設課商工観光労働係 【電話番号】0167-44-2123（内線 223）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

- 本町の中小企業等の振興発展並びに経営の安定合理化を促進するため、事業者に対し、補償付融資等を斡旋することにより、事業資金融通の円滑化を図ること目的に利子補給を行う
- 短期資金・中期資金・長期資金の利子補給は、当該年度において支払われる利子に係る元金に対し年利３%以内の割合で計算した額
- 長期資金は、保証料を負担する
- 短期資金 ～ 融資枠　１千万円以内
  期間２ヶ年（一時払い３ヶ月）以内、融資最高額 １口 200 万円
- 中期資金 ～ 融資枠　４千万円以内
  期間７ヶ年以内、融資最高額 １口 300 万円、据置期間 １ヶ年以内
- 長期資金 ～ 融資枠　５千万円以内
  期間 10 ヶ年以内、融資最高額 １口 500 万円、据置期間 １ヶ年以内

【補助対象者】

- 事業者で企業の経営合理化のため資金を要するもの
- 事業者で企業の維持発展に資金を要するもの

【補助金額】

- 短期資金・中期資金 ～ 融資利率　年 3.45%　・長期敷金 ～ 3.65%　（平成２５年度）に対し、利子補給額は、毎日の融資残高に対し、年率 2.00%の割り
- 長期資金　～　保証料の補助

【実施期間】　平成１０年度～

【申請に必要なもの】

- 中小企業補償融資申込書
- 融資斡旋依頼書に保証人と共に必要事項記入
- 毎月２０日迄に提出
- 信用調査書の添付
- 信用調書の外、必要と認める書類　　※融資金融機関　旭川信用金庫

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込

【実績】平成１０年度～平成２６年度

（短期：１２件　２１６千円、中期：４６件　1,３８１千円、長期：５７件　4,９０６千円）

【備考】　詳細は、商工会にご相談ください

（２１）中富良野町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

【担当部署】産業建設課商工観光労働係 【電話番号】0167-44-2123（内線 223）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

- 経営環境の変化に対して町内中小企業者を支援し、本町商工業者等の活性化を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金（以下「マル経融資」という。）の融資を受けた者に対し、その利子の一部を補給することにより、経営の安定と発展に資することを目的とする
- 補助の対象となる事業資金は、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までの間に、運転資金及び設備資金を目的として借り入れた公庫のマル経融資とする。
- 利子補給補助の期間は、最も遅く融資を受けた日から起算して１０年以内とする。ただし、中途において償還が完了したときは、その償還日までとする

【補助対象者】

- 中富良野町商工会の長の推薦を受けた者とする
- 公租公課を滞納していないこと

【補助金額】

- 申請者負担の年１％を超える部分の年２％以内を上限として利子補給の対象金額とする
  ただし、延滞金を除く

【実施期間】　平成２４年度～平成２６年度

【申請に必要なもの】

- 当該年度分について、利子補給補助金交付申請書（様式第１号）
- 公庫が発行する利息支払証明書
- 当該年度２月末日までに提出（商工会を通じて）
- 必要と認める書類　　※融資金融機関～株式会社日本政策金融公庫

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込

【実績】

平成２４年度～平成２６年度　１７件　１７７千円）

【備考】

詳細は、商工会にご相談ください

（２２）チャレンジショップ支援事業補助金

【担当部署】産業建設課商工観光労働係 【電話番号】0167-44-2123（内線 223）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000502.html

【補助金の内容】

・市街地の活性化を図り、商工観光の発展に寄与するために、町内市街地の空き地、及び空き店舗等において、起業する開業者に対してチャレンジショップ支援事業補助金を交付する

（補助対象事業）

・以下①～③の事業を営むための空き地・空き店舗等の開業に伴う新築経費、増改築経費、家賃及び備品購入費

①小売業、サービス業、観光業及び飲食業等

②本町の農畜産物を使った加工品の製造及び販売業等

③その他町長が特に認めた事業

（補助対象外事業）

・周囲に騒音、振動、悪臭及び煙等の迷惑を及ぼす恐れがある事業
・政治及び宗教活動に関する事業
・支店及びフランチャイズ店
・風俗営業又はこれに類する事業
・販売目的を告げないで集客する事業（無料体験等を含む）
・関係法令等で規定する許可を得ない事業
・その他町長が不適当と認めた事業

【補助対象者】

・町民又は町民になる予定者で町税等を滞納していない者又は滞納しないことを確約できる者
・商工業経営者となることについての強い意欲を有している者
・定住後５年以上居住することを確約できる者
・暴力団又は暴力団員と関係を有する者は応募不可

【補助金額】　補助金限度額：１件２００万円（補助率２分の１）

【実施期間】　平成２７年度～

【申請に必要なもの】

・チャレンジショップ支援事業補助金申請書類
・その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

①　交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込

【実績】

【備考】

（２３）中富良野町造林等推進事業補助金

【担当部署】産業建設課林務地籍係 【電話番号】0167-44-２１２３（内線 221）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・所得の安定向上を図るとともに、林産資源の生産増強に寄与するため、造林、保育等の事業に対し補助金を交付する

【補助対象者】

・国の森林環境保全整備事業実施要領に基づき、森林組合が受託して施行する造林事業者に対して、森林所有者の自己負担軽減のため、造林等事業を行うものに対して交付する

【補助率】

・造林事業で、補助率は査定額の１００分の７以内（人工造林、樹下植栽）
・保育等（７齢級以下）事業で、１万円／ｈａ（除間伐）
・保育等事業で、査定額の１００分の５以内（下刈、抜き切り、枝落とし、枝払い、枝打ち、倒木起こし、改良、整理伐等）

【補助金額】　補助率による（予算の範囲内）

【実施期間】　昭和３９年度～

【申請に必要なもの】

・事業の申請は、森林組合に行い、補助金の申請は、一括森林組合が行う

【交付までの流れ】

①申請者（交付申請書）⇒森林組合　②補助金申請書⇒森林組合（一括））⇒町　③交付決定⇒森林組合　④補助金交付⇒森林組合⇒申請者

【実績】

間伐	平成２４年度	４件	１０２千円	１０.２０ha
	平成２５年度	６件	１１２千円	１１.２１ha
	平成２６年度	４件	１３９千円	１３.９１ha
下刈	平成２４年度	３６件	２４５千円	５３.１２ha
	平成２５年度	４０件	３６１千円	６９.１６ha
	平成２６年度	３９件	４４１千円	８１.２９ha

【備考】

・申請手続き等については、富良野地区森林組合（電話 22－2369）で実施

（２４）個人住宅用太陽光発電システム設置補助金

【担当部署】産業建設課土木建築係 【電話番号】0167-44-2123（内線 227）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000216.html

【補助金の内容】

・新築または既存住宅に太陽光発電システムを設置した方に、１ｋW当り５万円を補助する

【補助対象者】

・新築または既存住宅に太陽光発電システムを設置し、生じた電力を対象住宅で利用する方
・電力会社と電灯契約を締結する方
・公租公課を完納していること

【補助金額】

・太陽電池の最大出力の合計値（ｋW表示とし、小数点以下２桁未満切り捨て）に５万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた金額となります、また２０万円を上限とする

【実施期間】　平成２３年７月～平成２８年度まで（平成２９年３月末までに補助金の請求）

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書
・太陽光発電システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの設置状況が確認できる平面図，立面図等）
・対象システム設置に係る工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
・太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
・誓約書、承諾書

（町外に居住している場合は、同意書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する納税証明書）

・承諾書（自己の所有しない住宅等に設置する場合のみ）
・その他、町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

①補助金交付申請　⇒　②交付決定通知　⇒　③着工・完成　⇒　④完了報告　⇒　⑤補助金決定通知　⇒　⑥補助金の請求　⇒　⑦補助金交付

【実績】　平成２４年度　１１件　2,１３９千円、平成２５年度　９件　1,７２６千円
平成２６年度　　５件　1,０００千円

【備考】

・中富良野町個人住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱別表１に準じた未使用品とする
・設置者は、補助金受給後２年間発電量等にかかるデータを６ヶ月に１度提出が必要になる

（２５）なかふらの自主企画講座

【担当部署】教育課 社会教育係 【電話番号】0167-44-２２０４（内線 502）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000543.html

【補助金の内容】

・町民等が抱える課題を解決するための学習や地域の活性化を図るための学習などを自主的に企画・立案・運営する活動等に対して支援する

【補助対象者】

・町内に在住している方、または、町内に在勤している方とする

【補助対象外】

・特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教団体や営利活動を目的とする団体等
・特定の団体等の会員及び関係者のみを対象とする場合

【補助金額等の基準】

・講師謝礼（１事業あたり）　１０万円以内
　※　当該講座を企画・運営する団体に属する方は対象外
　※　講師の基準　講師が町内者の場合　２千円／ｈｒ
　　講師が町外者の場合　３千円／ｈｒ
・消耗品費等（消費税等込み）　５千円
　※　備品の購入とみなされるものは認められない

【補助金額】　１０万円（講師謝礼として　※ただし基準に準ずる）

【実施期間】　平成２３年度～

【申請に必要なもの】

・実施申込書
・事業完了後は、２週間以内に実施報告書を提出すること
　（事業概要がわかる写真等を添付のこと）

【交付までの流れ】

①実施申込書の提出⇒　②審査⇒　③決定⇒　④講座実施⇒　⑤実施報告書の提出

【実績】

平成２４年度　９講座、平成２５年度　１０講座、平成２６年度　７講座

【備考】

・公民館が債権者等にお支払いしますので請求書等を提出してください
・予算の範囲内で支援しますのでお早めにお申込みください

（２６）児童生徒就学援助事業

【担当部署】教育課 学校教育係 【電話番号】0167-44-２２０４（内線 504）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000165.html

【補助金の内容】

・経済的な理由により就学が困難な世帯に対し、学用品費や給食費などを援助する

【補助対象者】

・前年度または当年度において下記のいずれかに該当する方からの申請に基づき、生活保護基準との比較により支給の可否を決定する

・生活保護を受けている　・市町村民税非課税または減免　・国民年金掛金の減免
・国民健康保険税の減免　・児童扶養手当の支給　・経済的理由により就学が困難
・病気や交通事故、火災などによる困窮

【援助の対象となる費用】

・学用品費　　・新入学学用品費（小学・中学１年生）
・給食費
・修学旅行費（交通費・宿泊費・見学料等）
・校外活動費（交通費・見学料）
・体育実技用具費（スキー用具一式現物支給。３年ごと）
・クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費

【実施期間】　平成１４年度～

【申請に必要なもの】

・就学援助費受給申請書
・源泉徴収票または確定申告書の写し（生計を同じくする世帯全員分）

【支給までの流れ】

①受給申請書を学校へ提出（在校生は３月、新入学生は４月）⇒　②学校から委員会へ提出
③認定審査 ⇒　④認定または不認定通知（５月上旬）⇒　⑤支給（４月分から）
※転入や家計状況の変動による申請は、年度途中の申請も可能（教育委員会に問い合わせ）

【実績】　平成２４年度　４８件　4,８４０千円、平成２５年度　４７件　4,３４１千円
平成２６年度　６０件　6,１４２千円

【備考】

・特別支援教育就学奨励費～小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても、同様に援助費が支給される（ただし、支給額は２分の１で、クラブ活動費等は対象外）

（２７）幼稚園就園奨励費補助事業

【担当部署】教育課 学校教育係 【電話番号】0167-44-２２０４（内線 504）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000144.html

【補助金の内容】

・幼稚園教育の普及充実と保護者の経済的な負担を軽減するため、所得状況に応じて幼稚園を通じ保育料等を減免する

【補助対象者】

・幼稚園に満３歳児、３歳児、４歳児及び５歳児を就園させている保護者

・納入する町民税が非課税及び均等割のみ、または町民税の所得割課税の額が基準額以下となる世帯。（生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯も含む）また、同一世帯のなかで２人以上の所得がある場合については所得割課税額の合計額とする

【援助の対象となる費用】

・入園料と保育料の一部を補助

【実施期間】　平成１８年度～

【申請に必要なもの】

・保育料等減免措置に関する調書

・対象年度の「納税通知書」「特別徴収税額の通知書」の写しまたは「課税証明書」など

【支給までの流れ】

①調書を幼稚園へ提出⇒　②幼稚園から委員会へ提出

③審査、決定⇒　　④幼稚園から保護者へ給付

【実績】

平成２４年度　１１件　1,２２９千円、平成２５年度　８件　９２７千円

平成２６年度　　９件　1,３０７千円

【備考】

※補助金額は毎年改正

（２８）奨学資金貸付事業

【担当部署】教育課 学校教育係 【電話番号】0167-44-２２０４（内線 504）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000145.html

【事業の内容】

・成績優秀で、経済的に修学困難な生徒及び学生に対し、奨学資金の貸付を行う

【補助対象者】

・高等学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院等に就学する生徒・学生であって、
①親権者若しくはこれに代るべき者が、本町に住所を有していること
②成績優秀、素行善良にして学校長又は学長等の推薦する者であること
③経済的理由により修学困難な者であること

【貸付及び償還（返還）】

・貸付期間　それぞれの学校の正規の修学期間
・貸付金額　高等学校、高等専門学校　⇒月額１万５千円以内（無利息）
専修学校、大学、大学院等⇒月額４万円以内（無利息）
・償　　還　貸付終了から１年経過後、貸付期間の３倍以内の期間で毎月償還（返還）する
※１年経過前であっても償還を開始できます。また、中途で学資金の全部又は一部を繰上償還することもできる

【実施期間】　平成１６年度～

【申請期間】

・就学する前年の４月１日から就学した年の４月１５日まで（４月分から貸付）
※特別な事情がある場合は、上記の期間以降でも申請できる（申請の翌月分から貸付）

【申請に必要なもの（A）】

・奨学資金貸付申請書　　・申請時に在籍している学校長等の推薦書
・成績証明書　　・家計の収入状況を証する書類（源泉徴収票、確定申告書等）

【貸付決定後、借用時に必要なもの（B）】

・誓約書※　　・奨学資金借用証書※　　・進学した学校の在学証明書
※誓約書及び奨学資金借用証書には親権者及び保証人（１名）の連署が必要
親権者は印鑑証明書、保証人は印鑑証明書、住民票及び収入を証する書類が必要

【支給までの流れ】

①（A）を提出　⇒　②審査　⇒　（決定の場合）決定通知　⇒　③（B）及び口座確認書を提出 ⇒　④支給開始（４月分から）　※申請書類の提出先：教育委員会

【実績】　平成２４年度　５件　１９０万円　平成２５年度　６件　２２８万円
平成２６年度　７件　２４６万円

【その他】

・奨学生は、毎年度の在学証明書と成績証明書（前年度分）を提出しなければなりません

（２９）高等学校通学費等補助事業

【担当部署】教育課 学校教育係 【電話番号】0167-44-２２０４（内線 504）	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000484.html

【補助金の内容】

・通学等に要する経費について、保護者負担の軽減を図るためその一部を補助する

【補助対象者】

・中富良野町に住所を有する高等学校等に通学する生徒の保護者
・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと

【補助金額】

・中富良野駅から在学校の最寄りの駅までの距離が次に定める距離毎の額

イ　鉄道距離が１０ｋｍ未満の者　月額　1,５００円
ロ　鉄道距離が１０ｋｍ以上４０ｋｍ未満の者　月額　2,７００円
ハ　鉄道距離が４０ｋｍ以上の者　月額　3,９００円

【補助期間】　正規の就学期間、ただし、高等専門学校は就学から３年次まで

【実施期間】　平成２５年度～

【申請に必要なもの】

・通学費等補助金交付申請書　　・在学証明書

【支給までの流れ】

①申請書を教育委員会へ提出（４月末）⇒　②概算払い（４～９月分）⇒１０月に支給
③実績払い１０～３月分⇒　翌４月に支給

【実績】

平成２５年度　１６３件　4,０２８千円　　平成２６年度　１５６件　3,９０６千円

【備考】

（３０）新合併処理浄化槽設置整備事業補助金

【担当部署】町民課生活環境係 【電話番号】0167-44-2126（内線１２２）	【窓口の場所】役場庁舎　１階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000260.html

【補助金の内容】

・居住を目的とした新築住宅に新設する合併浄化槽の設置者へ人槽に応じて設置費用（定額）を補助する　　５人槽：３３万円、７人槽：４０万円、１０人槽：４７万円

【補助対象者】

・下水道整備計画地域を除く全区域が対象
・居住を目的とした新築住宅に補助（店舗兼用住宅及び共同住宅のうち居住部分に係わる分）
・設置場所の居住者でない場合は、住民登録を異動（転居）すること
・販売等の事業目的での設置でないこと
・町に納める各種税金、使用料等が未納となっていないこと
・年度内に補助申請並びに事業が完成すること

【補助金額】　５人槽：３３万円、７人槽：４０万円、１０人槽：４７万

【実施期間】　平成２１年度～平成２９年度

【申請に必要なもの】

申請の以前に、必要事項を記載した「申込書」を提出する
↓
合併浄化槽を設置することができる許可業者を決定する
↓
指定業者が申請書等書類を作成、役場へ提出

・申請書（様式第１号）
・設置場所付近の見取り図
・浄化槽工事の内訳（見積）書（様式第２号）
・設置する浄化槽が補助対象のものであることを確認するための書類で、町長が別に定めるもの
・その他町長が必要と認めるもの

【交付までの流れ】

①申込書提出⇒　②補助金の申請⇒　③補助金の交付決定⇒　④工事⇒　⑤工事完了確認⇒
⑥補助金額の決定・通知⇒　⑦指定口座へ振込み

【実績】　平成２４年度　７件　２５２万円、平成２５年度　１０件　３６５万円
平成２６年度　３件　１１３万円

【備考】

・設置場所の居住者でない場合は、住民登録異動（転居）を確認してからの振込みとなる

（３１）新定住応援促進事業補助金

【担当部署】総務課まちづくり推進係 【電話番号】0167-44-2122（内線 218）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000071.html

【補助金の内容】

・住宅新築された方へ１００万円（補助金７０万円、中富良野町商工会商品券３０万円）を補助

【補助対象者】

・町民、本町に住宅建築後３年以内に転入することを確約できる者又は本町に転入することを確約し、本町の住民である１親等以内の親族が当該住宅に居住できる者で、当該住宅に補助対象者が定住後５年以上居住することを確約できる者
・移転補償費等を受けていないこと　　・自らの所有であること
・１棟の建物に対して１人の者に１回限り補助する
・町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していないこと
・当該住宅の新築が、法令に違反していないこと
・住宅は、建築面積が７５㎡以上であること
・１棟の建物について補助対象者が複数ある場合には、当該複数の補助対象者が定めるそのうち１人の者に対して補助するものとする

【補助金額】　１００万円（うち７０万円を現金、３０万円を町商工会商品券）

【実施期間】　平成９年度～平成２９年度まで（平成３０年３月中の申請まで受付）

【申請に必要なもの】

・申請書類　・印鑑及び振込先など　・住宅建設平面図　・登記済権利書（建物の所有権保存登記）
・定住確約書（保証人の印鑑証明　同居人は、保証人にはなれません）
・代表者指定書（２名以上の名義で住宅購入している場合）
※「定住確約書」中、保証人が町外者の場合は保証人の住民票が必要
※町外からの転入者は、申請者の過去３ヵ年分の納税証明書が必要

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込（約１ヶ月後）

【実績】　平成９年度～平成２６年度　３３９件（内町外転入者１１６件）
平成２４年度　１１件、平成２５年度　２１件、平成２６年度　１１件
・平成９年度～１７年度　潤いのあるまちづくり持家住宅促進事業（補助金１００万円）
・平成１８年度～　新定住応援促進事業（補助金７０万円、商品券３０万円）

【備考】

・申請は登記が完了し、住民異動が完了した後となる
・併用住宅や構造上・利用上独立した２世帯住宅で区分登記する住宅を新築される場合は、平面図持参の上、事前にご相談ください

（３２）子育て世代等応援定住促進事業補助金

【担当部署】総務課まちづくり推進係 【電話番号】0167-44-2122（内線 218）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000213.html

【補助金の内容】

Ⅰ．賃貸住宅（民間住宅・公営住宅）の賃借を行う若者等の世帯に対し補助する

Ⅱ．Ⅲ．新たに住宅等を供給する民間事業者等に対し補助する

【補助対象者】

Ⅰ．新婚・子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業

①婚姻５年以内で夫婦のいずれかが 40 歳以下、または中学生以下の子どもを扶養している

②中富良野町に住所を有し、町内に５年以上定住の意思がある者

③賃貸住宅の賃貸借契約を締結し入居している（自己負担分の家賃が月額３万円以上）

④前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない

⑤家賃の滞納がない

⑥そのほか賃貸住宅の定義有り

Ⅱ．世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業

①世帯向け賃貸住宅を建設すること

②前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない

③そのほか世帯向け賃貸住宅の定義有り（１世帯当たり床面積50㎡以上等）

Ⅲ．民間宅地開発支援事業

①分譲宅地を造成すること（対象地域：下水道区域内の土地）

②前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない

③分譲用宅地の定義有り（２区画以上、１区画分譲面積 277 ㎡以上等）

【補助金額】

Ⅰ．新婚・子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業　※①は1回のみ、②は会計年度ごとに1回の補助

①新規入居時補助金：家賃1ヶ月分（上限5万円）…平成23年４月1日以降の入居者

②家賃補助金：対象経費（家賃3万円以上4万円以下はその額から3万円を差引いた額、4万円を超える場合は1/2を加算）または1万5千円のいずれか低い額（上限1万5千円）×賃貸月数（上限24ヶ月）

※平成２３年3月31日以前の入居者も対象とする

Ⅱ．世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業　※1回のみの補助

建設補助金：賃貸住宅１戸当り２５万円×戸数（上限３００万円）

Ⅲ．民間宅地開発支援事業　補助金：分譲用宅地の造成経費の 1/4 以内（上限 500 万円）

【実施期間】　平成２３年度～

【申請に必要なもの】

Ⅰ．新婚・子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業

①申請書等の提出（印鑑、賃貸借契約書、住宅手当支給証明書、定住意思確認書類（保証人の印鑑証明）、戸籍抄本（新婚世帯のみ）、納税証明書（転入者のみ）

②実績報告書等の提出（印鑑、家賃支払いを証明する書類、振込先通帳の写

Ⅱ．世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業

①工事着手前に申請書等の提出（添付書類：建築基準法に基づく確認済証の写し、付近見取図（縮尺は任意）、配置図（縮尺1/1000以上）、各階平面図及び立面図（縮尺1/400以上）、納税証明書または非課税証明書、法人の場合は直近の決算書類・定款及び商業登記簿謄本、建物の工事見積書）

②実績報告書等の提出（建築基準法に基づく検査済証の写し、工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書等）、工事写真、登記済権利書（建物の所有権保存登記））

Ⅲ．民間宅地開発支援事業　※申請前に事前協議・事業内容審査を行います。

①工事着手前に申請書等の提出（添付書類：付近見取図（縮尺は任意）、土地利用計画平面図、事業実施工程表、資金計画、工事見積書、納税証明書または非課税証明書、法人の場合は直近の決算書類・定款及び商業登記簿謄本）

②実績報告書等の提出（出来高管理図、確定測量図、工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書等）、工事写真）

【交付までの流れ】

①交付申請（Ⅱ・Ⅲについては、工事着手前に）
②申請書類の審査
③実績報告依頼文書を送付
④実績報告
⑤交付決定
⑥指定口座へ振込（年度末（３月）に支払いされる）

【実績】

平成２４年度	入居時補助金	３件	１３７千円、	家賃補助金	１０件　　９２４千円
平成２５年度	入居時補助金	５件	２２５千円、	家賃補助金	９件　　６８０千円
平成２６年度	入居時補助金	４件	１９８千円、	家賃補助金	８件　１,１５１千円

【備考】

Ⅰ．「新婚・子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業」についての補足

※家賃月額３万円を超えなければ、①「新規入居時補助金」の補助対象とはなりません。
※家賃には共益費は含まれません。

（３３）潤いのあるまちづくり事業（チャイルドシート普及促進事業）補助金

【担当部署】総務課まちづくり推進係 【電話番号】0167-44-2122（内線 218）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000212.html

【補助金の内容】

・チャイルドシートを購入したときまたはリースしたとき「上限１万円」を補助する（１万円を超えない場合は、その金額を補助する）

【補助対象者】

・６歳未満の乳幼児を持つ保護者で、本町に在住している運転免許証保有者
・対象乳幼児１人１台に限る
・購入先は、チャイルドシートを販売している事業者とする
・リース先は、チャイルドシートをリースしている事業者とする
・個人間の譲渡、中古品販売、インターネットオークションなどは対象外とする

【補助金額】　上限１万円（１万円を超えない場合は、その金額）

【実施期間】　平成１１年度～

【申請に必要なもの】

・申請書類
・申請者の印鑑
・申請者の運転免許証
・申請者の振込先のわかる通帳など
・チャイルドシート購入の領収書（レシートでも可）
・チャイルドシートの商品名がわかるもの（取扱説明書）
・その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込（約１ヶ月後）

【実績】

平成２４年度　３４件　３１６千円、平成２５年度　２６件　２５０千円
平成２６年度　１７件　１５９千円

【備考】

・対象幼児が住民登録されていることが基本となる（出生前は申請不可）

（３４）町民手づくり事業補助金

【担当部署】総務課まちづくり推進係 【電話番号】0167-44-2122（内線 218）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000068.html

【補助金の内容】

・住民自らがまちづくりのため、創意工夫し企画した事業及び活動等に対し補助
（構成員が5名以上で複数の町民を含み主に町内で事業を行う団体に限る）

【補助対象事業】

①事業計画や費用が実現可能で妥当なものと認められ、次のいずれかに該当するもの
ア．まちづくりに熱意やアイディアを持つ住民が、自主的に実施する住民組織づくりまたは住民組織づくりのための事業企画を目的とする事業
イ．住民組織（以下「住民組織等」という。）自らが実施するまちづくりに関する事業

②事業の性質について、次のいずれかに該当するもの
・不特定多数または社会の利益につながるもの　・独自の発想や新たな視点のもの
・波及効果や新たな展開を期待できるもの　・将来的に自立し継続が見込めるもの

③地区を限定できる事業にあっては、当該地区の同意を既に得てあるもの

【対象外事業】

①政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とするもの
②国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付を受けているもの
③対象事業アの事業で、既に本事業の補助金の交付を受けたことがあるもの
④対象事業イの事業で、既に3回本事業の補助金の交付を受けたことがあるもの
⑤その他町長が適当でないと認めるもの

【補助金額】

・対象事業　ア：補助率10/10（上限１０万円）　イ：補助率６/１０（上限３０万円）

【対象経費外経費】

・住民組織等にかかる事務所等の維持経費、経常的な事業に要する経費、構成員による会合の飲食費、構成員に対する人件費及び謝礼

【実施期間】　平成２０年度～

【申請に必要なもの】

・申請書類　・印鑑　・振込先のわかる通帳など　・その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③承認決定⇒　④申請事業の実施⇒
⑤申請事業の実績報告⇒　⑥交付決定⇒　⑦指定口座へ振込

【実績】　平成２５年度　組織づくり１件　８１千円
平成２６年度　まちづくり１件　３８千円

【備考】新農村づくり総合支援補助事業、商工振興総合支援補助事業など、他の補助事業に該当する事業は対象外

（３５）住宅リフォーム促進事業補助金

【担当部署】産業建設課土木建築係 【電話番号】0167-44-2123（内線 227）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000251.html

【補助金の内容】

・住宅のリフォーム工事を行った方に工事費の一部を補助する

【補助対象者】

・町内に住宅を有し居住する個人で、自己の所有する個人住宅をリフォーム（２０万円以上の住宅の補修、改善または設備改善工事等）する方
・新築住宅に対する補助金を受けていない方（中古住宅は対象）
・過去に住宅リフォーム促進事業補助金を受けていないこと（ただし限度額に満たない場合は除く）
・その他の類似する補助金を受けていない方（補助金を受けていない部分は補助の対象とする）
・公租公課を完納している方
・５年以上居住することを確約できる方

【補助金額】

・元請が商工会会員の場合は、リフォーム工事費の３０％を補助する（千円未満切り捨て）、補助金額の上限は５０万円とする。ただし原則として元請が商工会会員でない場合は補助しないが、下請けに商工会会員を使用した場合は商工会会員の工事費の１５％を補助する（千円未満切り捨て）、この場合補助金額の上限は２５万円とする、
・補助金は中富良野町商工会商品券での支給となる。商品券の２０％は工事費に使えません。また補助金の交付は、同一住宅において期間内（平成２８年度末まで）であれば、同一工事でなければ限度額まで補助を受けることができる

【実施期間】　平成２３年７月～平成２８年度まで（平成２９年３月末までに補助金の請求）

【申請に必要なもの】

・補助金交付申請書　　・見積書の写し　　・施工業者別発注内訳書
・現場写真（着工前の状況が分かるもの）
・中富良野町住宅リフォームに関する補助にかかる誓約書・承諾書
・その他町長が必要であると認める書類

【交付までの流れ】

①補助金交付申請　⇒　②交付決定通知　⇒　③着工・完成　⇒　④完了報告　⇒　⑤補助金決定通知　⇒　⑥補助金の請求　⇒　⑦補助金交付

【実績】　平成２４年度　１１０件　３０,４９５千円、平成２５年度　１４８件　３７,５９２千円
平成２６年度　　６７件　１８,６８６千円

【備考】

・この制度の申請事務や相談は町商工会（44－2606）で行うため、契約前に事前相談すること
・工事着工後の申請は受け付けません
・産廃処理費は補助対象外

（３６）町内会等再編整備事業補助金

【担当部署】総務課庶務情報係 【電話番号】0167-44-２１２２（内線 212）	【窓口の場所】役場庁舎　２階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

・会館の新増築・改修、旧会館の解体に対し補助を行う

【補助対象者】

・再編を実施する町内会等の代表者

【補助金額】

・新　築～1.2 ㎡/戸×戸数（60 戸上限）×建築単価（136 千円/㎡上限）×60%
　　補助金限度額 580 万円
・増改築～増築・改築面積×建築単価（新築に準じる）×50%
　　補助金限度額５００万円
・解　体～（再編後３年以内）解体経費×50%　補助金限度額１００万円
　　（その他の場合）解体経費×４0%　補助金限度額５0 万円

【実施期間】　平成２２年度～平成３２年度

【申請に必要なもの】

・申請書類、申請者の印鑑、申請者の振込先のわかる通帳など
・その他町長が必要と認める書類

【交付までの流れ】

①交付申請⇒　②申請書類の審査⇒　③交付決定⇒　④指定口座へ振込（約１ヶ月後）

【実績】　平成２４年度　１件　３３７千円

【備考】

・公共事業等による補償費等の対象となる場合は、補助対象経費から補償費等を控除する

３．その他の助成事業について

○町では主な補助事業の他にも様々な助成等があります。詳しくは担当部署へ問い合わせください。

補助事業等名称	概　　要	担当課	電話番号（0167）
地域間交流人材育成事業	地域づくり等の人材育成につながる研修の費用を助成	総務課	44-2122
飛び出し注意看板貸出事業	幼児の交通事故防止ための看板を貸出	総務課	44-2122
法人保育所委託事業	保育園入所園児の保育料、一時保育料、延長保育事業等の助成	福祉課	44-2125
温浴施設利用券交付事業	満７０歳以上の方に温浴施設入浴券を送付	福祉課	44-2125
配食サービス事業	概ね６５歳以上の独居及び高齢者世帯に食事の配達を行う	福祉課	44-2125
緊急通報用電話機設置事業	６５歳以上の独居及び高齢者世帯等に対して緊急通報用電話機を設置する	福祉課	44-2125
小型家庭用電子機器回収	小型家庭用電子機器を無料回収（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機を除く）	町民課	44-2126
文化・スポーツ活動奨励金	全国及び国際大会等の出場に奨励金を支給	教育課	44-2204

4．参　考　～中富良野町に居住するにあたっての簡単な情報とＱ＆Ａ～

町の概要やセールスポイント	・中富良野町は、北海道の中央部・富良野盆地に位置し、自然と景観に恵まれたまちです。北星山・町営ラベンダー園からは、おだやかな十勝岳連峰を望むことができます。 ・盆地の中央部は豊かな農業地帯となっており、豊かな北の大地と昼夜の温度差が大きいという気候を活かし、『メロン』、『人参』、『玉ねぎ』、『アスパラ』、『じゃがいも』や『クリーン米』などが生産され、北国の農産物の宝庫といわれています。 ・中富良野産米を原料とする純米酒『法螺吹』や吟醸酒『紫の雫』、中富良野産ワイン『かおりのあか』、『めぐみのしろ』、酒粕から作った饅頭、クッキー、ケーキ、ドーナツの『酒かすスイーツ』などが特産品です。 ・『ラベンダーまつり』、『お米祭り』、『地酒まつり』、『ウィンターフェスティバル』などの各種イベントが開催され、毎年多くの人々を魅了しています。 ・近年では、美しい自然と丘陵景観の中での田舎暮らしや四季で彩りを変える十勝岳連峰と田園風景、さらには、安全でおいしい農産物に憧れを抱いた数多くの方々が、本町の定住促進事業補助制度を活用し、中富良野町への移住をされています。
住まいの情報	・町役場で直接斡旋できる住宅などはありませんが、町内にはマンション・アパートなどが比較的多くあり、民間の不動産業者などを紹介しています。
安心して元気に（医療・福祉施設）	・町立病院（内科・小児科）のほか、町内に２軒の歯科医院があります。近隣の総合病院や小児科病院などへは、富良野市(15 分)・旭川市(60 分)程度で行くことができます。 ・また、当町では、「乳幼児等医療費給付事業」や「任意予防接種事業」などの各種医療・福祉関連助成制度を実施しています。 【福祉施設】 特別養護老人ホームこぶし苑、グループホーム康陽、シルバーマンション＆キッズハウスたんぽぽ、中富良野保育園　ほか
便利に暮らす（防災・生活環境）	・全戸に防災行政無線をお渡しして、行政情報等をお知らせしています。 ・ゴミ処理や各種の届出などは、中富良野町ＨＰ「くらし・手続き」（http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/category/2.html）をご覧ください。
アクセス	・空港や北海道の主要都市に近い位置にあります。 ※富良野市まで車で１５分 ※旭川空港まで車で５０分　　※旭川市まで車で１時間 ※札幌市まで車で３時間、鉄道で２時間
リンク	・富良野圏域（上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村、美瑛町）への定住や移住に役立つ情報は、ラジオふらのＨＰふらびズム（http://www.furabism.furano.jp/）で動画や音声等で配信しています。

１　住まい

Q　中富良野町の公営住宅は空いていますか？

Ａ　空き住宅の有無は時期によって異なります。空き住宅の状況は、中富良野町ＨＰ（http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000080.html）と役場町民課窓口にてお知らせしており、毎月月末の状況を更新しております。詳しくは役場町民課町営住宅係までお問い合わせください。

Q　中富良野町のアパート・マンションなどの家賃はどのくらいですか？

Ａ　隣の町に自衛隊駐屯地があり転入・転出があるため、人口の割にはアパート・マンションが数多くあります。

民間賃貸住宅の状況については、以下のとおりです。

間取り	戸数	平均家賃
１ルーム	20	35,800 円
１ＤＫ	2	40,000 円
１ＬＤＫ	16	40,625 円
２ＬＤＫ	55	48,273 円
３ＤＫ	2	50,000 円
３ＬＤＫ	16	58,000 円
合計	111	46,207 円

Q　農家の空き家はありますか？

Ａ　農家の空き家については、農業委員会やＪＡ（農協）などが、農地とともに近隣の農業者の方に斡旋する場合が多いです。町役場が直接斡旋することができませんので、町内の不動産業者をご紹介することとなります。

Q　宅地分譲や宅地はありますか？　土地の値段はどのくらいですか？

Ａ　当町の分譲地はすでに売却済みであり、町内の不動産業者を紹介することとなります。

Q　道路の除雪はされますか？

Ａ　国が管理する国道、北海道が管理する道道は除雪されます。

町が管理している町道については、原則除雪されますが、除雪区間は指定されています。町道に認定されている道路でも、冬季間除雪されるとは限りません。

町道に認定されていない道路（私道）や単なる道路用地（一見道路に見えますが、町によって管理されていない土地）などの除雪はされませんが、私道でも中富良野町私道除雪実施要綱に基づき除雪対象となる場合がありますので、詳しくは役場産業建設課維持管理係までお問い合わせください。

また、土地を購入しようとする場合には、必ず町役場に確認をお願いします。

２　しごと

Q　農地を買いたいのですが、どのようにすればいいのですか？

Ａ　農地を購入するためには、農業者にならなければなりません。

新規就農については、一定程度の経験と資産（お金）が必要で、ＪＡふらの営農部や農業委員会などとの協議が必要になります。適当な土地があり、しっかりした営農計画（資金計画やどのような農業経営をするかの計画）をたてることができれば、農業者として認定され、農地を購入することができます。

ＪＡふらのＨＰ（http://www.ja-furano.or.jp/）などでも研修などの募集を見ることができます。

Q　就職先はありますか？

Ａ　都会に比べると富良野地方の求人は多くありませんが、正社員・アルバイトなど職種を選ばなければ働くところがあると思います。全般に賃金の水準が低いというのが、道外から転入された方の感想です。夏季間など農業や観光業の求人は増えますが、冬季間は求人が少なくなります。

詳しくは、ハローワーク求人情報（https://www.hellowork.go.jp/）などで、検索することができますが、面接等の申し込みをされる場合は、ハローワークへの登録が必要になります。

３　生　活

Q　雪はどれくらい降りますか？

Ａ　初雪は早ければ１０月下旬から、１２月ごろから雪が積もり始めます。冬季間は１.５m以上の積雪があり、週に３・４日以上は雪が降りますので、冬季間の除雪は日常的に行わなければなりません。雪が溶け始めるのは３月下旬から。完全に雪がなくなるのは４月中～下旬です。年によっては５月に雪が降ることもあります。

Q　冬の気温はどのくらいですか？

Ａ　まれに－３０℃ぐらいに冷え込むことがありますが、最近は冷え込んでも－２５℃ぐらいの日が多いようです。一番気温の低いのは１月中旬～２月の期間です。ちなみに夏季間は最高気温が３０℃を超える日もありますので、年間の温度差は６０℃ぐらいになります。

Q　公共交通はどのようなものがありますか？

Ａ　旭川市～中富良野町～富良野市間のＪＲ富良野線、同じく富良野バスの路線があります。また、町内では、スクールバスと混乗で、町営の路線バスがありますが、いずれも便数は多くありません。自家用車が必需品です。このほかには、町内に１社のタクシー会社があります。

Q　病院はありますか？

Ａ　町立病院（内科・小児科）のほか、歯科２軒があります。総合病院は、旭川市と富良野市にありますので、移住案内の病院を参考にしてください。

メ　　モ

『中富良野町補助金等ハンドブック（平成２７年度版）』
発　行　／　中富良野町（中富良野町役場 総務課 ）
〒071-0795　北海道空知郡中富良野町本町９番１号
TEL 0167-44-2122　FAX 0167-44-2127
HP http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000070.html
E-mail nakafu@furano.ne.jp
発行日　／　平成２７年４月

詳しい事業内容は、下記担当課へお問い合わせ下さい。

（中富良野町役場 電話番号一覧）

担当課	電話番号	FAX番号
総務課・選挙管理委員会	0167 - 44 - 2122	0167 - 44 - 2127
税務住民課	0167 - 44 - 2124	0167 - 39 - 3884
町民課	0167 - 44 - 2126	0167 - 44 - 2822
福祉課	0167 - 44 - 2125	0167 - 44 - 4300
産業建設課	0167 - 44 - 2123	0167 - 44 - 2401
会計課	0167 - 44 - 2999	0167 - 39 - 3884
教育委員会	0167 - 44 - 2204	0167 - 44 - 2954
議会事務局	0167 - 44 - 3985	0167 - 44 - 2127
農業委員会	0167 - 44 - 2227	0167 - 44 - 2127
農業センター	0167 - 44 - 2402	0167 - 44 - 3342
町立病院	0167 - 44 - 2020	0167 - 44 - 2470
こぶし苑	0167 - 44 - 2000	0167 - 44 - 2900
消防署中富良野支署	0167 - 44 - 2119	0167 - 44 - 3696